

石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の進行管理及び地方創生に関する市民各層の意見、要望等を反映させるため、石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の進行管理に関すること。
- (2) 総合戦略及び地方創生に対する提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地方創生に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域において活動する団体から推薦された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は市長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、復興政策部復興政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿

(平成27年5月21日現在)

No.	氏 名	所 属	備 考
1	安 住 栄 一 <small>あ ずみ えい いち</small>	牡鹿地区住民代表	
2	阿 部 紀代子 <small>あ べ きよこ</small>	コンパクトシティいしのまき・街なか 創生協議会	
3	阿 部 都 <small>あ べ みやこ</small>	いしのまき農業協同組合	
4	荒 木 裕 美 <small>あらか き ひろ み</small>	特定非営利活動法人ベビースマイル 石巻	
5	大 浪 茂 <small>おお なみ しげる</small>	河北地区住民代表	
6	木 村 美保子 <small>き むら みほこ</small>	いしのまきNPOセンター	
7	後 藤 宗 徳 <small>ご とう むね のり</small>	石巻観光協会	
8	西 條 拓 也 <small>さい じょう たく や</small>	いしのまき農業協同組合	
9	佐 藤 清 子 <small>さ とう せい こ</small>	河南地区住民代表	
10	佐 藤 尚 美 <small>さ とう なお み</small>	北上地区住民代表	
11	品 野 光一郎 <small>しな の こういちろう</small>	宮城県漁業協同組合	
12	庄 子 真 岐 <small>しょう じ ま き</small>	石巻専修大学	
13	大 黒 雅 弘 <small>だい こく まさ ひろ</small>	日本労働組合総連合会宮城県連合会 石巻地域協議会	
14	高 橋 猛 <small>たか はし たけし</small>	七十七銀行石巻支店	
15	高 橋 真由美 <small>たか はし まゆみ</small>	雄勝地区住民代表	
16	中 川 尚 仙 <small>なか がわ なお のり</small>	石巻商工会議所	
17	永 澤 貞 代 <small>なが さわ さだ よ</small>	桃生地区住民代表	
18	芳 賀 信 幸 <small>は が のぶ ゆき</small>	石巻市地域包括ケア推進協議会	
19	三 浦 と 基 恵 <small>み うら と き え</small>	石巻市地域婦人団体連絡協議会	

(氏名の五十音順、敬称略)

